

議員提出議案第 1 号

新型コロナウイルス対策に資するための議会の議員の議員報酬の特例に
関する条例の制定について

別紙、「新型コロナウイルス対策に資するための議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」を議決されたく、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 5 月 1 1 日提出

加西市議会議長 土本 昌幸 様

提出者	加西市議会議員	原田 久夫
賛成者	〃	北川 克則
〃	〃	高見 博道
〃	〃	下江 一将
〃	〃	佐伯 欣子
〃	〃	深田 照明
〃	〃	井上 芳弘
〃	〃	中右 憲利
〃	〃	黒田 秀一
〃	〃	丸岡 弘満
〃	〃	深田 真史
〃	〃	森元 清蔵
〃	〃	衣笠 利則
〃	〃	森田 博美

新型コロナウイルス対策に資するための議会の議員の議員報酬の特例に
関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議会の議員の議員報酬の特例を定めることにより、もって市の新型コロナウイルス対策に資することを目的とする。

(議員報酬の月額の特例)

第2条 令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における議会の議員の議員報酬の月額については、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年加西市条例第16号）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額から100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。